

第177期 定時株主総会 招集ご通知



永続する使命。
澁澤倉庫
Shibusawa Warehouse

開催日時

2024年6月27日（木）午前10時
（受付開始時刻：午前9時）

開催場所

東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号
東京証券会館 8階ホール
（末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照
ください。）

お土産をご用意しておりません。
何卒ご了承くださいますようお願い申し上げます。

目次

第177期定時株主総会招集ご通知	2
株主総会参考書類	
議案および参考事項	
第1号議案 剰余金の処分の件	7
第2号議案 定款一部変更の件	8
第3号議案 取締役6名選任の件	9
第4号議案 監査役3名選任の件	17
事業報告	21
連結計算書類	45
計算書類	47
監査報告	49
株主総会会場ご案内図	

澁澤倉庫株式会社

証券コード 9304



株主の皆様へ

株主の皆様には、日頃より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

第177期定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。

ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

2024年6月

取締役社長 大隅 毅

コーポレートスローガン
「永続する使命。」



01

共有する
価値観

正しい道理で追求した利益だけが
永続し、社会を豊かにできる

Sustainability = 持続的成長

02

果すべき
社会的使命

物流を越えた、新たな価値創造により、
持続可能で豊かな社会の
実現を支えること

「ミッション実現のためのグループ行動指針」
Challenge・Create・Cooperate
挑戦・創造・共創

03

目標とする
明日の姿

お客様の事業活動に
新たな価値を生み出す
Value Partner

Value Partner
効率追求から価値創造へ

株主各位

(証券コード：9304)
(発送日) 2024年6月5日
(電子提供措置の開始日) 2024年6月3日

東京都江東区永代二丁目37番28号

澁澤倉庫株式会社

取締役社長 大隅 毅

招集ご通知

第177期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第177期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等（同封の議決権行使書用紙を除く。）の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社のウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.shibusawa.co.jp/stockfolder/>



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（「銘柄名（会社名）」に「澁澤倉庫」または「コード」に当社の証券コード「9304」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日のご出席に代えて、書面（郵送）またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら、「株主総会参考書類」をご検討のうえ、2024年6月26日（水曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

監査報告

記

1 日 時 2024年6月27日（木曜日）午前10時（受付開始時刻：午前9時）

2 場 所 東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号
東京証券会館 8階ホール

（末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

- 3 目的事項 報告事項**
1. 第177期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第177期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役6名選任の件
- 第4号議案 監査役3名選任の件

4 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

1. 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
2. 書面（郵送）とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
3. インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

以 上

◎本招集ご通知または電子提供措置事項に修正が生じた場合は、当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトにおいて、その旨ならびに修正前および修正後の事項を掲載いたします。

◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した本書面（本招集ご通知）をお送りしております。ただし、本招集ご通知には法令および当社定款の規定に基づき、次に掲げる事項を記載しておりません。

①事業報告の「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」

②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」

③計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

したがいまして、本招集ご通知に記載された事業報告、連結計算書類および計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

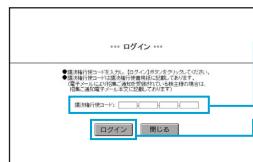
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案

剰余金の処分の件

当社は、「中期経営計画2026」（2025年3月期～2027年3月期）において、配当については、財務健全性の維持を前提に成長投資を積極的に行ったうえで、業績および将来の見通しに配慮しながら安定的に実施することを基本とし、配当性向40%を目安に、年間配当金100円を下限とした累進的配当方針を導入いたしました。

第177期期末配当につきましては、上記に基づき、当期の業績と今後の事業展開を勘案し、以下のとおりとさせていただきます。

期末配当に関する事項

配当財産の種類	金銭といたします。
配当財産の割当てに関する事項およびその総額	当社普通株式1株につき 55円 といたしたく存じます。 この場合の配当総額は 836,241,340円 となります。 これにより、当社普通株式1株当たりの年間配当は、中間配当（1株につき45円）と合わせまして 100円 となります。
剰余金の配当が効力を生じる日	2024年6月28日といたしたく存じます。

1. 変更の理由

当社物流事業のグローバル化に伴い、事業領域をより適切に表現するために、2025年1月1日より、当社商号の英文表示を変更するものであります。

なお、第1条の変更につきましては、附則により2025年1月1日にその効力を生じるものとし、その効力の発生をもって当該附則を定款より削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条 (商号)</p> <p>当社は、澁澤倉庫株式会社と称し、英文では <u>The Shibusawa Warehouse Co., Ltd.</u> と表示する。</p> <p style="text-align: center;"><新 設></p>	<p>第1条 (商号)</p> <p>当社は、澁澤倉庫株式会社と称し、英文では <u>Shibusawa Logistics Corporation</u> と表示する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>第1条 (効力発生日)</u></p> <p><u>第1条 (商号) の規定の変更は、2025年1月1日にその効力を生じるものとする。なお、本附則は、当該効力の発生をもってこれを削除する。</u></p>

第3号議案

取締役6名選任の件

本総会終結の時をもって取締役5名全員は、任期満了となります。また、取締役山田夏子氏は、2023年11月17日に逝去され、同日付で退任いたしました。これに伴い、社外取締役3名を含む取締役6名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、取締役候補者の選定にあたっては、独立社外取締役がメンバーの過半数を占めるガバナンス委員会の答申を経ております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位および担当	取締役会出席回数
1	おおすみ 大隅 毅 <small>たけし</small> 再任	取締役社長兼社長執行役員、 物流部門管掌	18回/18回
2	くらたに 倉谷 伸之 <small>のぶゆき</small> 再任	取締役兼専務執行役員、 不動産部門・管理部門管掌	18回/18回
3	おおはし 大橋 武 <small>たけし</small> 再任	取締役兼常務執行役員、 物流部門副担当	18回/18回
4	まつもと 松本 伸也 <small>しんや</small> 再任 社外 独立役員	取締役	16回/18回
5	ちからいし 力石 晃一 <small>こういち</small> 再任 社外 独立役員	取締役	18回/18回
6	ばば 馬場 佳子 <small>けいこ</small> 新任 社外 独立役員	—	—

候補者
番号

1

おおすみ

大隅

たけし

毅

(1964年8月22日生)



再任

所有する当社株式の数
7,800株

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1987年 4月	当社入社
2012年 4月	執行役員管理本部総合企画部長
2013年 6月	上級執行役員管理本部総合企画部長
2014年10月	上級執行役員営業開発部長兼総合企画部長
2015年 6月	取締役兼常務執行役員、物流営業部門管掌
2017年 6月	取締役社長兼社長執行役員、物流営業部門管掌
2023年 4月	取締役社長兼社長執行役員、物流部門管掌（現任）

取締役候補者とした理由

大隅毅氏は、国内外の物流実務における豊富な経験を活かし、東日本営業部長を務めたのち、総合企画部長として当社グループの経営企画業務全般に携わり、2015年に取締役就任以来、物流部門全般を管掌し、2017年から社長を務めており、経営者としての豊富な経験と経営全般に関する幅広い知見を有していることから、引き続き取締役の候補者となりました。

候補者
番号

2

くら たに のぶ ゆき
倉谷 伸之

(1962年12月24日生)



再任

所有する当社株式の数
5,700株

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1986年 4月 (株)第一勧業銀行（現・(株)みずほ銀行）入行
- 2014年 4月 (株)みずほ銀行業務監査部長
- 2016年 4月 同行執行役員銀座通支店長
- 2018年 4月 同行理事
- 2018年 6月 当社顧問
- 2018年 6月 上級執行役員物流営業部門管掌役員補佐
- 2019年 6月 取締役兼常務執行役員、不動産営業部門管掌、物流営業部門副担当
- 2022年 6月 取締役兼常務執行役員、不動産営業部門・管理部門（総合企画部・サステナビリティ推進室・人事部）管掌、物流営業部門副担当
- 2023年 4月 取締役兼常務執行役員、不動産部門・管理部門管掌
- 2023年 6月 取締役兼専務執行役員、不動産部門・管理部門管掌（現任）

取締役候補者とした理由

倉谷伸之氏は、金融機関の部長、執行役員支店長を歴任し、2018年から当社の上級執行役員物流営業部門管掌役員補佐として、主に営業開発を担当。2019年に取締役就任以降、物流部門を担当するほか、不動産部門を管掌しており、また、2022年からは管理部門を管掌するなど、経営者としての豊富な経験と知識を有していることから、引き続き取締役の候補者いたしました。

候補者
番号

3

おおはし
大橋

たけし
武

(1964年5月10日生)



再任

所有する当社株式の数
3,500株

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1989年 4月 当社入社
- 2016年 9月 営業開発部長
- 2018年 6月 執行役員営業開発部長
- 2019年 6月 上級執行役員営業開発部長
- 2021年 6月 取締役兼常務執行役員、物流営業部門管掌役員補佐、営業開発部長
- 2022年 4月 取締役兼常務執行役員、物流営業部門管掌役員補佐、営業開発部長兼イノベーション推進室長
- 2022年 6月 取締役兼常務執行役員、物流営業部門副担当、営業開発部長兼イノベーション推進室長
- 2023年 4月 取締役兼常務執行役員、物流部門副担当（現任）

取締役候補者とした理由

大橋武氏は、倉庫および港湾運送事業の経験が深く、営業開発部長として新規事業の獲得や新たな業態の導入を進め、2021年に取締役就任以来、物流部門を担当し、物流業務のプロセス変革を推進するなど、経営者としての豊富な経験と知識を有していることから、引き続き取締役の候補者といたしました。

候補者
番号

4

まつもと しんや
松本 伸也

(1959年8月12日生)



再任

社外

独立役員

所有する当社株式の数
600株

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1987年 4月 弁護士登録（第二東京弁護士会所属）
- 1987年 4月 丸の内総合法律事務所入所
- 1996年 7月 丸の内総合法律事務所パートナー
- 2001年 6月 (株)インプレス（現・(株)インプレスホールディングス）社外監査役（現任）
- 2005年 9月 ジャパン・ホテル・アンド・リゾート投資法人（現・ジャパン・ホテル・リート投資法人） 監督役員
- 2007年 6月 当社取締役（現任）
- 2011年10月 丸の内総合法律事務所パートナー代表弁護士（現任）
- 2013年 6月 大平洋金属(株)社外取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

松本伸也氏は、過去に社外役員になる以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士として多くの企業の法律問題に携わっており、同氏が有するガバナンスおよびコンプライアンス等に関する高度な知見が、当社より透明性・健全性の高い経営体制の確立等に活かされていることから、引き続き社外取締役の候補者といたしました。特にガバナンスおよびコンプライアンス等に関する観点から業務執行全般について監督、助言を行うことを期待しております。

候補者
番号

5

ちから いし こう いち

力石 晃一

(1957年4月19日生)



再任

社外

独立役員

所有する当社株式の数
700株

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1980年 4月 日本郵船(株)入社
- 2009年 4月 同社経営委員兼製紙原料グループ長
- 2010年 4月 同社経営委員兼パナマックスフリートマネジメントグループ長
- 2012年 4月 同社常務経営委員
- 2012年 6月 同社取締役常務経営委員
- 2013年 4月 同社代表取締役専務経営委員
- 2019年 4月 同社取締役
- 2019年 6月 同社アドバイザー（現任）
- 2019年 6月 富士石油(株)社外監査役（現任）
- 2019年 6月 (株)村上開明堂社外取締役（現任）
- 2022年 6月 当社取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

力石晃一氏は、総合海運企業の経営に長年携わっており、その豊富な経験と見識が当社の経営に活かされていることから、引き続き社外取締役の候補者といたしました。特に、総合海運企業の経営で得たグローバルな知識と経験を活かして、物流部門を含む業務執行全般について監督・助言を行うことを期待しております。

候補者
番号

6

ば ば けい こ
馬場 佳子

(1963年8月17日生)



新任

社外

独立役員

所有する当社株式の数

—

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1987年4月 三菱信託銀行(株) (現・三菱UFJ信託銀行(株)) 入社
1991年9月 不動産鑑定士登録
2014年4月 横浜市財産評価審議会委員 (現任)
2015年5月 一般社団法人神奈川県不動産鑑定士協会理事
2016年2月 よこはま都市未来研究所設立、代表 (現任)
2017年10月 横浜地方裁判所川崎支部民事調停員 (現任)
2018年8月 横浜市空家等対策協議会委員 (現任)
2020年4月 横浜家庭裁判所家事調停員 (現任)
2020年5月 一般社団法人神奈川県不動産鑑定士協会副会長
2024年5月 横浜市財産評価審議会委員長 (現任)

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

馬場佳子氏は、過去に直接会社経営に関与した経験はありませんが、不動産事業の経験と専門的な知見のほか、公共団体委員や調停員としての豊富な見識を当社の経営に活かしていただけると判断したことから、社外取締役の候補者といいたしました。特に、不動産事業の経験およびその専門的な知見と公共団体委員や調停員としての豊富な見識を活かして、不動産部門を含む業務執行全般について監督・助言を行うことを期待しております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 松本伸也、力石晃一および馬場佳子の3氏は、社外取締役の候補者であります。
3. 当社は松本伸也および力石晃一の両氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、当社は馬場佳子氏が選任された場合、同氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
4. 松本伸也および力石晃一の両氏は、「当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)」に規定する独立委員会委員であります。また、馬場佳子氏が選任された場合、同氏は「当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)」に規定する独立委員会委員に就任する予定であります。
5. 松本伸也氏が社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時点で17年、力石晃一氏が社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時点で2年となります。
6. 力石晃一氏は、2024年6月26日開催予定の富士石油(株)の定時株主総会終結の時をもって、同社の社外監査役を退任する予定です。
7. 当社と松本伸也および力石晃一の両氏の間では、責任限定契約を締結しております。両氏が再選された場合、当社は両氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。また、馬場佳子氏が選任された場合、当社は同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。これらの契約の内容の概要は以下のとおりであります。

社外取締役が善意でかつ重大な過失がない場合は、1,000万円または法令が規定する額のいずれか高い額を限度として、会社法第423条第1項の賠償責任を負うものとしております。

8. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定された役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告39頁に記載のとおりです。馬場佳子氏を除く取締役候補者5名はすでに当該保険契約の被保険者となっており、再選された場合、引き続き被保険者となります。また、馬場佳子氏が選任された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることになります。なお、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第4号議案

監査役3名選任の件

本総会終結の時をもって監査役5名のうち真鍋雅信、工藤慎二および吉田芳一の3氏は、任期満了となります。これに伴い、社外監査役1名を含む監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者
番号

1

ほし まさとし
星 正俊

(1961年10月17日生)



新任

所有する当社株式の数
5,000株

■ 略歴、地位および重要な兼職の状況

- 1984年4月 当社入社
- 2011年10月 管理本部経理部長
- 2014年6月 執行役員経理部長
- 2018年6月 上級執行役員経理部長
- 2023年1月 上級執行役員管理部門管掌役員補佐経理部担当（現任）

■ 監査役候補者とした理由

星正俊氏は、管理（経理）部門での勤務経験が長く、当社グループの財務・会計および内部統制について熟知しており、その豊富な経験と知見が当社の監査に活かされると判断したことから、監査役の候補者といたしました。

候補者
番号

2

もり すずむ
森 進

(1959年10月29日生)



新任

所有する当社株式の数
2,700株

■ 略歴、地位および重要な兼職の状況

- 1983年 4月 当社入社
- 2014年 6月 北関東支店長
- 2016年 6月 執行役員北関東支店長
- 2018年 4月 執行役員大阪支店長
- 2018年 6月 上級執行役員大阪支店長
- 2021年 4月 上級執行役員
- 2021年 6月 システム物流(株) (現・澁澤コネクト(株)) 代表取締役社長 (現任)

■ 監査役候補者とした理由

森進氏は、物流部門における幅広い勤務経験を有し、上級執行役員大阪支店長を経て、2021年6月から当社グループ会社の代表取締役社長を務めるなど、その豊富な経験と幅広い知見が当社の監査に活かされると判断したことから、監査役の候補者いたしました。

候補者
番号

3

よしだ よしいち
吉田 芳一

(1955年11月12日生)



再任

社外

独立役員

■ 略歴、地位および重要な兼職の状況

- 1974年 4月 仙台国税局入局
- 2015年 7月 東京国税局調査第四部長
- 2016年 7月 東京国税局退局
- 2016年 8月 吉田芳一税理士事務所を開設し、現在に至る
- 2019年 2月 (株)シー・エス・ランバー社外監査役 (現任)
- 2020年 6月 当社監査役 (現任)
- 2021年 3月 伊勢化学工業(株)社外監査役 (現任)

社外監査役候補者とした理由

吉田芳一氏は、過去に社外役員になる以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、税理士としての税務・会計に関する専門的な知識と実務経験が当社の経営全般の監査に活かされていることから、引き続き社外監査役の候補者となりました。

所有する当社株式の数

—

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
- 森進氏は、濫澤コネクト(株)の代表取締役であり、同社は、当社の100%出資子会社(非連結、持分法非適用子会社)であります。
 - 森進氏は、2024年6月20日開催予定の濫澤コネクト(株)の定時株主総会終結の時をもって、同社の代表取締役社長を退任する予定でありません。
 - 吉田芳一氏は、社外監査役の候補者であります。
 - 当社は吉田芳一氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 - 吉田芳一氏は、「当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)」に規定する独立委員会委員であります。
 - 吉田芳一氏が社外監査役に就任してからの年数は、本総会終結の時点で4年となります。
 - 当社と吉田芳一氏の間では、責任限定契約を締結しております。同氏が再選された場合、当社は同氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。その契約の内容の概要は以下のとおりであります。
社外監査役が善意でかつ重大な過失がない場合は、700万円または法令が規定する額のいずれか高い額を限度として、会社法第423条第1項の賠償責任を負うものとしております。
 - 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定された役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告39頁に記載のとおりです。監査役候補者のうち、吉田芳一氏はすでに当該保険契約の被保険者となっており、再選された場合、引き続き被保険者となります。また、星正俊および森進の両氏が選任された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

(ご参考) 第3号議案および第4号議案が承認された場合の経営体制(予定)

当社の経営戦略に照らして必要なスキルは、①企業経営、②事業戦略・M&A、③物流DX、④グローバルビジネス、⑤不動産、⑥サステナビリティ・ESG、⑦人事・労務、⑧財務・会計、⑨法務・コンプライアンス・内部統制と考えております。

個々の役員について、知見・経験を有する分野は下記のとおりであり、各分野に過不足なく適切に配置しております。

氏名	役職	知見・経験を有する分野									属性	
		企業経営	事業戦略・M&A	物流DX	グローバルビジネス	不動産	サステナビリティ・ESG	人事・労務	財務・会計	法務・コンプライアンス・内部統制	ガバナンス委員会	独立役員
大隅 毅	取締役社長 兼社長執行役員	○	○	○	○		○				委員	
倉谷 伸之	取締役 兼専務執行役員	○	○			○	○	○	○	○		
大橋 武	取締役 兼常務執行役員	○	○	○			○					
松本 伸也	取締役							○		○	委員長	○
力石 晃一	取締役	○			○					○	委員	○
馬場 佳子	取締役					○	○				委員	○
星 正俊	監査役(常勤)								○	○		
森 進	監査役(常勤)	○		○								
志々目昌史	監査役							○		○		○
吉田 芳一	監査役								○	○		○
柏崎 博久	監査役	○	○						○	○		○

- (注) 1. 上記は、各氏の有するすべての知見・経験等を表すものではありません。
 2. 取締役松本伸也、力石晃一および馬場佳子の3氏は、社外取締役であります。
 3. 監査役志々目昌史、吉田芳一および柏崎博久の3氏は、社外監査役であります。

以上

事業報告 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善や個人消費の持ち直しにより、緩やかな回復基調となりましたが、物価上昇や世界的な金融引締めに伴う為替への影響が継続したほか、ウクライナ紛争および中東情勢の地政学リスクが増加するなど、依然として先行き不透明な状況で推移しました。

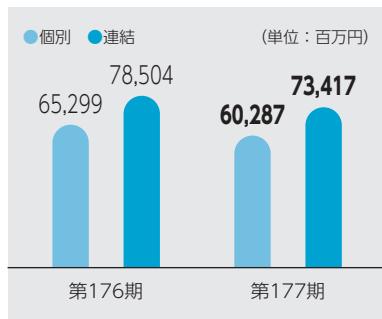
このような経済情勢にあつて、物流業界では、国内貨物・輸出入貨物の荷動きはともに低調に推移し、エネルギー価格の高止まりや労働力不足等に起因したコストの増加が継続しました。また、不動産業界では、都市部におけるオフィスビルの平均空室率は高い水準を維持し、平均賃料は横ばいで推移するなど、いずれも厳しい状況が続きました。

こうした事業環境のもと、当社グループは、3カ年の中期経営計画「澁澤倉庫グループ中期経営計画 2023」で掲げた事業戦略に基づき、競争力のある物流サービスの提供や業域の拡大に向けて、収益力を強化したほか、機械化・省力化を推進し、業務の効率化や採算性の向上に取り組みました。また、不動産事業においては、既存施設の計画的な保守および改良工事を実施するとともに、適正料金の収受により、安定的な収益基盤の維持強化に努めました。

この結果、当連結会計年度の営業収益は、物流事業で、海上・航空運賃単価の下落や貨物取扱量の減少に伴い、国際輸送業務、輸出入荷捌業務の取扱いが減少したことに加えて、不動産事業で、テナント工事請負業務や一部施設の不動産賃貸収入が減少したことにより、前期比50億8千7百万円(6.5%)減の734億1千7百万円、営業利益は、同6億2千2百万円(12.7%)減の42億7千1百万円、経常利益は、ベトナムにおける内航船市況の悪化に伴い、持分法投資利益が減少し、同7億5千6百万円(12.9%)減の50億9千1百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は、前期に発生した固定資産処分損や一部資産の減損損失が解消したものの、前期比3千万円(0.8%)減の37億2千8百万円となりました。

なお、当社個別の営業収益は602億8千7百万円(前期比7.7%減)、営業利益は36億8千9百万円(同14.5%減)、経常利益は46億3千7百万円(同2.8%減)、当期純利益は35億5千7百万円(同35.2%増)となりました。

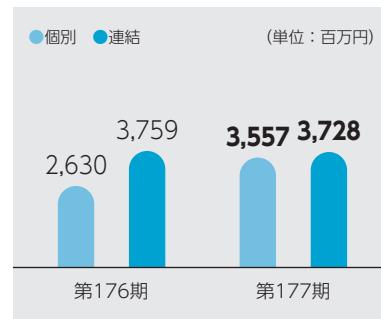
営業収益



経常利益



親会社株主に帰属する当期純利益

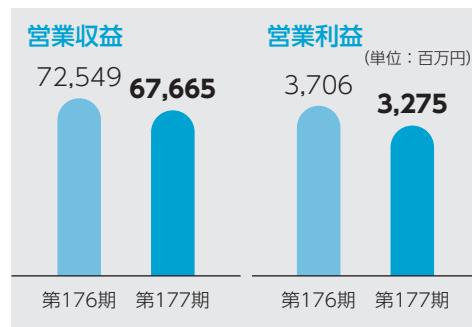


* 個別の数字は、当期純利益を記載しています。

当社グループのセグメントの概況は、次のとおりでございます。

物流事業

営業収益	67,665百万円	(前期比 6.7%減)
営業費用	64,390百万円	(前期比 6.5%減)
営業利益	3,275百万円	(前期比 11.6%減)



《倉庫業務》寄託を受けた貨物の倉庫保管、庫入・庫出作業および付帯業務

営業収益 18,087百万円 (前期営業収益 17,779百万円 前期比 1.7%増)

飲料や食品の取扱いが好調に推移したことに加えて、新規に取扱いを開始した工場内物流請負業務が増加。

《港湾運送業務》港湾における船内荷役、沿岸荷役、はしけ運送、上屋保管およびこれらに伴う荷捌業務

営業収益 6,425百万円 (前期営業収益 6,879百万円 前期比 6.6%減)

船内荷役業務は増加したものの、輸出入荷捌業務が減少。

《陸上運送業務》国内における貨物自動車運送業務および付帯業務

営業収益 31,961百万円 (前期営業収益 32,251百万円 前期比 0.9%減)

飲料、食品の輸配送業務は堅調であったものの、日用品等の輸配送業務やフェリー輸送業務が低調に推移。

《国際輸送業務》国際一貫輸送業務、国際航空貨物運送業務および付帯業務

営業収益 7,995百万円 (前期営業収益 12,725百万円 前期比 37.2%減)

海上・航空運賃単価の下落等により、航空貨物、海上貨物、海外現地法人の取扱いが減少。

《その他の物流業務》

営業収益 3,194百万円 (前期営業収益 2,914百万円 前期比 9.6%増)

横浜地区でのR & D施設賃貸の稼働率向上等に伴い、賃貸収入が増加。

(注) 当連結会計年度より表示方法を変更しております。前期（第176期）営業収益および前期比増減率については、この変更を反映させて表示しております。表示方法の変更内容につきましては、連結注記表「2. 表示方法の変更に関する注記」に記載のとおりです。

不動産事業 オフィスビル等の賃貸および不動産管理等の業務

営業収益 6,002百万円 (前期比 3.2%減)

テナント工事請負業務や一部施設の不動産賃貸収入が減少。

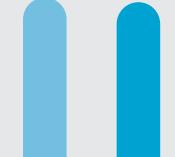
営業費用 3,005百万円 (前期比 2.1%増)

環境負荷低減を目的としたLED照明導入費用等が増加。

営業利益 2,996百万円 (前期比 8.0%減)

営業収益

6,199 6,002

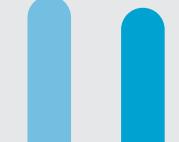


第176期 第177期

営業利益

(単位：百万円)

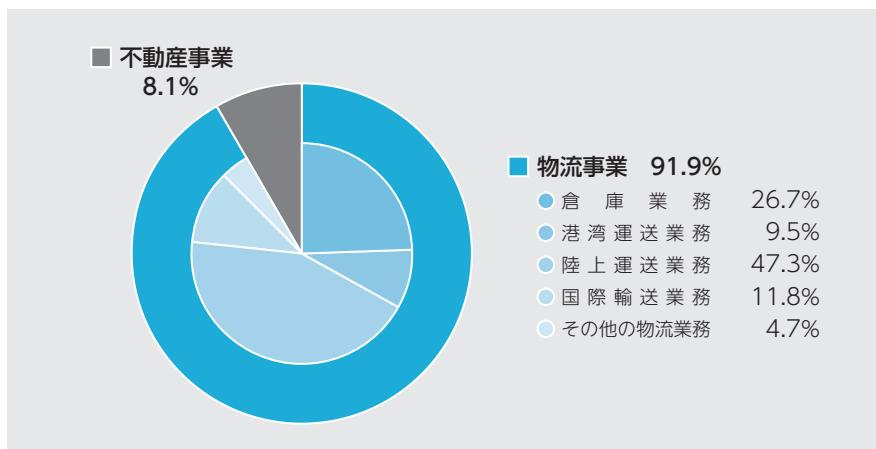
3,255 2,996



第176期 第177期

(注) 「セグメント間の内部営業収益又は振替高」は△250百万円です。

営業収益のセグメント別構成比



(2) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況の推移

区分		第174期 (2021年3月期)	第175期 (2022年3月期)	第176期 (2023年3月期)	第177期 (2024年3月期) 当連結会計年度
営業収益	(百万円)	65,328	71,746	78,504	73,417
経常利益	(百万円)	3,929	6,924	5,847	5,091
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	2,750	5,257	3,759	3,728
1株当たり当期純利益	(円)	180.90	345.79	247.80	246.07
総資産	(百万円)	104,397	108,991	115,831	112,772
純資産	(百万円)	48,251	53,655	57,872	62,627

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第175期の連結会計年度の期首から適用しており、第175期以降の連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

② 当社の財産および損益の状況の推移

区分		第174期 (2021年3月期)	第175期 (2022年3月期)	第176期 (2023年3月期)	第177期 (2024年3月期) 当事業年度
営業収益	(百万円)	57,814	61,593	65,299	60,287
経常利益	(百万円)	3,572	4,381	4,771	4,637
当期純利益	(百万円)	2,579	3,008	2,630	3,557
1株当たり当期純利益	(円)	169.68	197.89	173.44	234.78
総資産	(百万円)	96,276	97,528	100,084	97,317
純資産	(百万円)	45,647	48,189	50,211	54,242

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第175期の事業年度の期首から適用しており、第175期以降の事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、世界的な金融引締めに伴う影響、地政学リスクの継続、中国における経済成長鈍化の長期化が懸念されるものの、雇用・所得環境の改善を背景として、緩やかに景気の回復が続くことが期待されます。

このような事業環境のもと、当社グループは、2030年を見据えた長期ビジョン「Shibusawa 2030 ビジョン」、2024年度を初年度とする3カ年の新たな中期経営計画「澁澤倉庫グループ中期経営計画2026」で掲げた事業戦略に基づき、以下の課題に取り組んでまいります。

- ① 物流事業の収益力強化
- ② 国内/海外における物流ネットワークの拡充
- ③ 物流の枠を超えた業域の拡大
- ④ 不動産ポートフォリオの拡充
- ⑤ ESGへの取組みの強化

当社グループでは、事業の成長は堅固な経営基盤の上に成り立つとの認識から、財務体質の改善、事業インフラの整備に取り組むとともに、コンプライアンスの徹底、コーポレート・ガバナンスの強化により経営品質を向上させてまいります。加えて、サステナビリティ推進基本方針を策定し、以下の6項目をマテリアリティ（重要課題）と定めております。

- a 地球温暖化の防止
- b 循環経済への転換
- c 安全・安心の実現
- d イノベーションの活用
- e 人権の尊重
- f 共存共栄の追求

当社グループのみならず社会にとっても持続可能な成長につながる課題の解決に事業活動を通じて取り組むことにより、企業価値を向上させてまいります。

引き続き、積極的なディスクロージャーを展開し、株主・投資家の皆様はもとより、広く社会の方々に当社グループの経営戦略をお伝えしてまいります。

厳しい事業環境ではございますが、お客様や社会から確かな信頼を得られる企業であり続けることを目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続きご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 設備投資の状況

- ①当連結会計年度において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は66億4千4百万円（支払いベース）であります。
- ②当連結会計年度において取得した土地
物流事業 当社 東京支店 物流用倉庫設備底地
（千葉県船橋市、2023年9月取得）
- ③当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充
物流事業 当社 横浜支店 物流倉庫新築工事
（横浜市中区 地上4階建、延床面積22,656㎡、2024年10月竣工予定）

(5) 資金調達の状況

当社は、効率的で安定した運転資金の調達を行うため、主要取引金融機関と総額50億円のコミットメントライン契約を締結しております。

なお、当連結会計年度の資金調達につきましては、特記すべき事項はありません。

(6) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分

該当事項はありません。

(7) 重要な親会社および子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	本店所在地	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容	主要な営業拠点
澁澤陸運(株)	東京都江東区	80百万円	100.0%	貨物自動車運送業 倉庫業	東京、神奈川、千葉、 埼玉、群馬、愛知、福井、 滋賀、大阪、兵庫、山口
大宮通運(株)	埼玉県さいたま市	45	80.1	貨物自動車運送業 倉庫業	埼玉
日正運輸(株)	東京都江東区	100	100.0	貨物自動車運送業 倉庫業	北海道、新潟、東京、 大阪、兵庫、福岡、宮崎
北海澁澤物流(株)	北海道札幌市	90	100.0	貨物自動車運送業 倉庫業	北海道
平和みらい(株)	静岡県静岡市	50	68.2	貨物自動車運送業 倉庫業	静岡
澁澤(香港)有限公司	香港	10百万HK\$	100.0	輸出入貨物の取扱事業 倉庫業	香港

(注) 1. 大宮通運(株)および平和みらい(株)における当社の議決権比率は、当社子会社が有する議決権の個数も合わせて算出しております。
2. 当社の連結子会社は、上記の重要な子会社6社を含む計9社であります。

(8) 主要な事業所 (2024年3月31日現在)

名称	所在地	名称	所在地
本社	東京都江東区	神戸支店	兵庫県神戸市
東京支店	東京都江東区	中国・九州支店	福岡県糟屋郡
横浜支店	神奈川県横浜市	引越営業支店	東京都江戸川区
中部支店	愛知県小牧市	不動産部	東京都江東区
大阪支店	大阪府大阪市	—	—

(9) 使用人の状況 (2024年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数	前連結会計年度末比増減
物流事業	1,197名 (121名)	34名減 (4名減)
不動産事業	24名 (一名)	1名減 (一名)
計	1,221名 (121名)	35名減 (4名減)
全社 (共通)	68名 (一名)	4名増 (一名)
合計	1,289名 (121名)	31名減 (4名減)

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
524名 (10名)	5名増 (3名減)	43歳3ヵ月	18年4ヵ月

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先の状況 (2024年3月31日現在)

借入先	借入額
シンジケートローン	12,000百万円
(株)みずほ銀行	2,650
(株)埼玉りそな銀行	1,864
横浜市	1,800
(株)日本政策投資銀行	950
農林中央金庫	817
三井住友信託銀行(株)	625
(株)三菱UFJ銀行	591

(注) シンジケートローンは、(株)みずほ銀行を主幹事とするその他26行によるものであります。

2 会社の現況

(1) 株式に関する事項 (2024年3月31日現在)

①発行可能株式総数	48,000,000株
②発行済株式の総数	15,217,747株 (自己株式13,359株を含む)
③単元株式数	100株
④株主数	3,490名
⑤大株主 (上位10名)	

株主名	持株数	持株比率
(株)パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス	1,448,200株	9.5%
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	991,900	6.5
東京海上日動火災保険(株)	868,000	5.7
清水建設(株)	749,800	4.9
みずほ信託銀行(株) 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 (株)日本カストディ銀行	749,600	4.9
トーア再保険(株)	652,000	4.3
中央日本土地建物(株)	528,100	3.5
(学)帝京大学	422,600	2.8
(株)日本カストディ銀行 (信託口)	407,200	2.7
(株)埼玉りそな銀行	400,000	2.6

- (注) 1. 持株比率は、自己株式(13,359株)を控除して計算しております。
2. 自己株式には、「株式交付信託」が保有する当社株式50,500株は含まれておりません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役 (社外取締役を除く)	1,200株	1名

- (注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告 2 (4) ②「取締役および監査役の報酬等」に記載しております。

(3) 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

(4) 会社役員に関する事項

①取締役および監査役の氏名等 (2024年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
※ 取締役社長 兼社長執行役員	大隅 毅	物流部門管掌
※ 取締役 兼専務執行役員	倉谷伸之	不動産部門・管理部門管掌
取締役 兼常務執行役員	大橋 武	物流部門副担当
取締役	松本伸也	丸の内総合法律事務所 パートナー代表弁護士 (株)インプレスホールディングス 社外監査役 大平洋金属(株) 社外取締役
取締役	力石晃一	日本郵船(株) アドバイザー 富士石油(株) 社外監査役 (株)村上開明堂 社外取締役
常勤監査役	真鍋雅信	
監査役	工藤慎二	
監査役	志々目昌史	志々目法律事務所 弁護士 (株)横河ブリッジホールディングス 社外監査役 東海運(株) 社外監査役
監査役	吉田芳一	吉田芳一税理士事務所 税理士 (株)シー・エス・ランパー 社外監査役 伊勢化学工業(株) 社外監査役
監査役	柏崎博久	(株)岩波書店 社外監査役

- (注) 1. ※印は、代表取締役であることを示しております。
 2. 取締役松本伸也および力石晃一の両氏は、社外取締役であります。
 3. 監査役志々目昌史、吉田芳一および柏崎博久の3氏は、社外監査役であります。
 4. 当社は取締役松本伸也および力石晃一の両氏ならびに監査役志々目昌史、吉田芳一および柏崎博久の3氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 5. 監査役吉田芳一氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 6. 取締役松本伸也および力石晃一の両氏ならびに監査役志々目昌史および吉田芳一の両氏は、「当社株式の大量取得行為に関する対応策

(買収防衛策)」に規定する独立委員会委員であります。

7. 2023年6月29日開催の第176期定時株主総会において、監査役柏崎博久氏は新たに監査役に選任され、就任いたしました。
8. 2023年6月29日開催の第176期定時株主総会終結の時をもって、柏原治樹氏は任期満了により取締役を退任し、川村融氏は任期満了により監査役を退任いたしました。
9. 取締役山田夏子氏は、2023年11月17日付で逝去により取締役を退任いたしました。同氏の退任時の重要な兼職の状況につきましては、後記「③社外役員に関する事項」に記載しております。
10. 2023年6月29日付で、取締役の会社における地位に一部変更があり、以下のとおりとなりました。

氏名	異動後	異動前
倉谷伸之	取締役兼専務執行役員	取締役兼常務執行役員

(ご参考)

取締役兼務執行役員以外の執行役員は、以下のとおりとなっております。

(2024年4月1日現在)

会社における地位	氏名	担当
上級執行役員	星 正俊	管理部門管掌役員補佐 経理部担当
上級執行役員	石井啓志	横浜支店長
上級執行役員	高橋伸一	物流部門管掌役員補佐 国際営業部・海外事業担当
上級執行役員	平川仁司	大阪支店長
上級執行役員	大宮栄一	中部支店長
上級執行役員	浅原邦康	神戸支店長
上級執行役員	青野宣昭	情報システム部長
執行役員	門澤秀樹	リスク管理部長
執行役員	菅野康弘	澁澤ファシリティーズ(株)代表取締役社長
執行役員	佐瀬正文	平和みらい(株)代表取締役社長
執行役員	鈴木保志	東京支店長
執行役員	旗 浩志	総務部長
執行役員	森山宗樹	総合企画部長兼サステナビリティ推進室長
執行役員	池田 覚	経理部長
執行役員	山田政和	内部監査室長
執行役員	神田純一	広域営業部長

②取締役および監査役の報酬等

a. 役員の報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、役員の報酬等の決定方針を取締役会で決議しており、その内容の概要は下記のとおりです。

(a) 取締役の報酬等の内容の決定に関する方針

当社の取締役の報酬は、金銭報酬である固定報酬および業績目標の達成度によって変動する業績連動報酬と、非金銭報酬である株式報酬によって構成されております。また、中長期的な業績と連動させるため、各

役位に応じて設定された額以上の額を報酬から拠出のうえ、役員持株会を通じて自社株式を購入することとし、購入した株式は、在任期間中および退任後1年間は継続して保有することとしております。なお、業務執行から独立した立場である社外取締役については、業績連動報酬は相応しくないため、固定報酬のみとしております。金銭報酬に関して、取締役の個人別の報酬等の額および内容は、透明性・公平性を確保するために、株主総会の決議によって定められた報酬総額の範囲内で、取締役会の委任を受けたガバナンス委員会において決定しております。当社は、取締役（執行役員兼務を含み、社外取締役を除く。以下同じ。）、専務執行役員、常務執行役員および上級執行役員の報酬に年俸制を適用しており、その取扱基準を定めた年俸規程を制定しております。この年俸は、固定報酬である基本報酬と業績連動報酬に区分しており、基本報酬と業績連動報酬のいずれについても、各役員の役位および在任期間等を考慮要素としてガバナンス委員会が定めている等級別年俸基準額表に基づいて決定します。また、株式報酬に関する取扱いについては、年俸規程とは別に、取締役会において株式交付規程を制定しております。社外取締役の報酬については、固定報酬のみとし、その額は、前年の実績や同規模企業等の世間水準等を総合的に勘案し、ガバナンス委員会において決定しております。

i. 固定報酬に関する方針

取締役の固定報酬は、等級別年俸基準額表に基づいて算出される等級別年俸基準額に90%を乗じて決定します。

ii. 業績連動報酬に関する方針

取締役の業績連動報酬は、（ア）上記等級別年俸基準額に10%を乗じた額に、（イ）年俸の計算期間開始時の属する事業年度における会社（または企業グループ）の業績目標および本人の業績目標の達成状況を公正に評価して算出される目標達成率に応じた係数を乗じて決定します。業績連動報酬の適用基準は次のとおりです。

- (i) 目標達成率の算定の基礎となる、業績目標の指標は、親会社株主に帰属する当期純利益としております。ただし、予算および実績の算出における税金計算等の調整の煩雑さを考慮し、連結各社の税引前当期純利益の単純合計を業績目標の指標に用いることができることとしております。
- (ii) 目標達成率は、各業績目標の通期修正予算（上半期期初予算＋下半期修正予算）に対する実績数値（特殊要素加減後）の100分比とします。なお、実績数値に対して加減すべき特殊要素については、ガバナンス委員会において決定します。
- (iii) 取締役が物流または不動産部門の部長や支店長等を兼務する場合には、目標達成率に応じた係数（支給係数）を算定する際に、取締役としての支給係数の50%、物流または不動産部門の執行役員としての支給係数（業績目標の指数は、担当部門または担当部所の経常利益とします。）の50%を合算した値を、当該取締役の支給係数とします。

iii. 株式報酬に関する方針

株式報酬については、株式交付規程に従い、当社が金銭を拠出することにより設定する信託を通じて、原則、その役位等に応じて毎年付与したポイント数に応じて、各取締役の退任以後に当社株式および当社株式に代わる時価相当額の金銭を交付するものとします。ポイント数の算定基礎に用いる取締役の役位ごとに定める役位別基礎金額は、透明性・公平性を確保するために、取締役会の委任を受けてガバナンス委員会において決定するものとします。

iv. 固定報酬の額、業績連動報酬の額および株式報酬の額の割合の決定に関する方針

金銭報酬（固定報酬および業績連動報酬の合計）に対する株式報酬の比率は10対1を目安とします。なお、金銭報酬について、固定報酬は、上記 i. のとおり等級別年俸基準額に90%を乗じて決定し、業績連動報酬は、上記 ii. のとおり等級別年俸基準額に10%を乗じた額に支給係数を乗じて決定します。

v. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

固定報酬は、5月開催のガバナンス委員会において同年7月から翌年6月までの額を決定し、その12分の1を毎月支給します。また、業績連動報酬は、翌事業年度の5月開催のガバナンス委員会において額を決定し、その翌月に支給します。株式報酬については、株式交付規程に従い、原則、各取締役の退任後の日に当社株式および当社株式に代わる時価相当額の金銭を交付するものとします。

vi. 報酬等の決定の委任に関する事項

ガバナンス委員会は、取締役会の委任を受け、上記 i. ii. iii. の方針に基づき、個人別の金銭報酬に係る報酬等の額および株式報酬に係る役位別基礎金額を決定する権限を持ちます。委員の構成につきましては、透明性・公平性を確保するため、社外取締役3名および代表取締役社長の合計4名とし、委員長は松本伸也社外取締役、委員は力石晃一社外取締役、山田夏子社外取締役、大隅毅代表取締役社長（物流部門管掌）とします。なお、株式報酬に係るその他の報酬等に関する事項は取締役会において決定します。（山田夏子社外取締役は、2023年11月17日付で逝去により退任しているため、2023年度の業績連動報酬の額の決定および2024年7月から翌年6月までの固定報酬の額の決定は、2024年5月22日開催のガバナンス委員会において、松本伸也社外取締役、力石晃一社外取締役、大隅毅代表取締役社長（物流部門管掌）の3名で行うことを、2024年5月10日開催の取締役会において決議しております。）

(b) 監査役の報酬等の決定方針

当社の監査役の報酬は、その総額を株主総会の決議によって定め、各監査役への配分については、監査役の協議により監査役会で決定しております。なお、業務執行から独立した立場である監査役については、業績連動報酬は相応しくないため、固定報酬のみとしております。

b. 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬	
取締役 (うち社外取締役)	130百万円 (16百万円)	112百万円 (16百万円)	8百万円 (—)	10百万円 (—)	7名 (3名)
監査役 (うち社外監査役)	42 (16)	42 (16)	— (—)	— (—)	6 (4)
合計 (うち社外役員)	172 (33)	154 (33)	8百万円 (—)	10百万円 (—)	13 (7)

(注) 1. 対象となる役員の員数および報酬等の総額には、2023年6月29日開催の第176期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名分および社外監査役1名分ならびに2023年11月17日付で逝去により退任した社外取締役1名分が含まれています。

2. 非金銭報酬は、当事業年度における株式報酬の株式給付引当金繰入額であります。

c. 業績連動報酬に関する事項

業績連動報酬に係る業績指標の内容およびその額の算定方法は上記(a) ii.に記載のとおりであり、取締役はグループ全体の経営に責任を持つことから、当該業績指標を選定しております。当事業年度に係る業績連動報酬については、その目標とする指標として当事業年度に係る連結各社の税引前当期純利益の単純合計を使用しております。かかる指標の実績値は5,719百万円、業績連動報酬の算出に適用する実際の目標達成率(特殊要素を加減後)は、91.7%でありました。

d. 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2006年6月29日開催の第159期定時株主総会において、取締役報酬額を「年額350百万円以内(使用人分給与を含まない)」とご承認いただいております。当該株主総会終結時点における取締役の員数は11名です。また、2022年6月29日開催の第175期定時株主総会において、取締役(社外取締役を除く。)を対象に、新たに当社が金銭を拠出して設定する信託が当社株式を取得し、当社が各対象者に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が当該信託を通じて対象者に交付される株式報酬制度(以下、「本制度」という。)を導入するべく、上記株主総会の決議とは別枠で、2027年6月の定時株主総会終結日までの5年間の対象期間において、当社株式の取得資金として120百万円(ただし、取締役会の決定により、対象期間を5年以内の期間を都度定めて延長することができ、かかる延長をした場合における延長分の期間においては延長分の対象期間の事業年度数に24百万円を乗じた金額)を上限に、金銭を当該信託に拠出することおよび当社が各対象者に付与するポイントの総数は1事業年度あたり17,000ポイントを上限とすることについてご承認いただいております。当該株主総会終結時点における対象者である取締役の員数は4名です。2006年6月29日開催の第159期定時株主総会において、監査役報酬額を「年額50百万円以内」とご承認いただいております。当該

株主総会終結時点における監査役の員数は5名です。

e. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定の委任に関する事項

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容のうち固定報酬については、取締役会の委任を受け、昨年5月開催のガバナンス委員会において、また、業績連動報酬についても、取締役会の委任を受け、本年5月開催のガバナンス委員会においてそれぞれ決定しております。株式報酬については、取締役会の委任を受け、株式報酬に係る役位別基礎金額をガバナンス委員会において決定しております。ガバナンス委員会に委任した理由は、取締役の個人別の報酬等の決定に係る手続きおよびその内容の透明性・公平性を確保するためです。なお、ガバナンス委員会の構成員は上記(a) vi. に記載のとおりです。

f. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が上記(a)の方針に沿うものであると判断した理由

上記e. に記載のとおり、金銭報酬の固定報酬および業績連動報酬は上記(a)の方針に基づいてガバナンス委員会において決定し、株式報酬についても、上記(a)の方針に基づいて株式報酬に係る役位別基礎金額をガバナンス委員会において決定していることから、当社取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が上記(a)の方針に沿うものであると判断しております。

③社外役員に関する事項

a. 他の法人等との重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

会社における地位および氏名	重要な兼職先および地位	重要な兼職先と当社との関係
取締役 松本伸也	丸の内総合法律事務所 パートナー代表弁護士	特別の関係はありません。
	(株)インプレスホールディングス 社外監査役	特別の関係はありません。
	大平洋金属(株) 社外取締役	特別の関係はありません。
取締役 力石晃一	日本郵船(株) アドバイザー	特別の関係はありません。
	富士石油(株) 社外監査役	特別の関係はありません。
	(株)村上開明堂 社外取締役	特別の関係はありません。
取締役 山田夏子	山田公認会計士事務所 公認会計士	特別の関係はありません。
	山田夏子税理士事務所 税理士	特別の関係はありません。
	静岡県入札監視委員会委員	特別の関係はありません。
	日本公認会計士協会静岡県会副会長	特別の関係はありません。
監査役 志々目昌史	志々目法律事務所 弁護士	特別の関係はありません。
	(株)横河ブリッジホールディングス 社外監査役	特別の関係はありません。
	東海運(株) 社外監査役	特別の関係はありません。
監査役 吉田芳一	吉田芳一税理士事務所 税理士	特別の関係はありません。
	(株)シー・エス・ランバー 社外監査役	特別の関係はありません。
	伊勢化学工業(株) 社外監査役	特別の関係はありません。
監査役 柏崎博久	(株)岩波書店 社外監査役	特別の関係はありません。

(注) 取締役山田夏子氏は、2023年11月17日付で逝去により退任いたしました。

b. 当事業年度における主な活動状況

会社における地位および氏名	出席状況、発言状況および社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 松本伸也	当事業年度開催の取締役会18回のうち16回（88.9％）に出席しております。主に、弁護士としての専門的見地から、取締役会において必要な発言を適宜行っております。また、ガバナンス委員会の委員長として、当事業年度に開催された委員会において、客観的・中立的立場から取締役会から委任された役員報酬等の決定や、取締役会から諮問された当社の役員候補者の選定過程における監督機能を主導しております。特にガバナンスおよびコンプライアンス等に関する観点から業務執行全般について監督、助言を行うなど、社外取締役として同氏に期待される役割を適切に果たしております。
取締役 力石晃一	当事業年度開催の取締役会18回すべて（100％）に出席しております。主に、総合海運企業における知識と経験を活かして、取締役会において必要な発言を適宜行っております。また、ガバナンス委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会において、客観的・中立的立場から取締役会から委任された役員報酬等の決定や、取締役会から諮問された当社の役員候補者の選定過程における監督機能を担っております。特に総合海運企業の経営で得た知識と経験を活かして、物流部門を含む業務全般について監督、助言を行う等、社外取締役として同氏に期待される役割を適切に果たしております。
取締役 山田夏子	2023年11月17日退任以前の当事業年度開催の取締役会12回のうち11回（91.7％）に出席しております。主に、公認会計士・税理士としての専門的見地および公共団体委員としての知識と経験を活かして、取締役会において必要な発言を適宜行っております。また、ガバナンス委員会の委員として、2023年11月17日退任以前の当事業年度に開催された委員会において、客観的・中立的立場から取締役会から委任された役員報酬等の決定における監督機能を担っております。特に、公認会計士・税理士としての専門的見地および公共団体委員としての知識と経験を活かして、管理部門を含む業務全般について監督、助言を行う等、社外取締役として同氏に期待される役割を適切に果たしております。

会社における地位および氏名	出席状況および発言状況
監査役 志々目昌史	当事業年度開催の取締役会18回すべて（100％）に、監査役会14回すべて（100％）に出席しております。主に、弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の適法性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の内部統制システムおよびコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。
監査役 吉田芳一	当事業年度開催の取締役会18回すべて（100％）に、監査役会14回すべて（100％）に出席しております。主に、税理士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の適法性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システムおよび内部監査等について適宜、必要な発言を行っております。
監査役 柏崎博久	2023年6月29日就任以降の当事業年度開催の取締役会14回のうち13回（92.9％）に、監査役会10回のうち9回（90％）に出席しております。主に、金融関係の知識と経験を活かして、取締役会において、取締役会の意思決定の適法性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の内部統制システムおよび内部監査等について適宜、必要な発言を行っております。

c. 責任限定契約に関する事項

当社は、社外取締役ならびに社外監査役として有能な人材を迎えることができるよう、会社法第427条第1項により、当社定款第31条第2項および第40条第2項において、社外取締役ならびに社外監査役との間で当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。当該定款の規定に基づき、当社が社外取締役ならびに社外監査役の全員と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

(a) 社外取締役との契約

社外取締役が善意でかつ重大な過失がない場合は、1,000万円または法令が規定する額のいずれか高い額を限度として、会社法第423条第1項の賠償責任を負うものとしております。

(b) 社外監査役との契約

社外監査役が善意でかつ重大な過失がない場合は、700万円または法令が規定する額のいずれか高い額を限度として、会社法第423条第1項の賠償責任を負うものとしております。

なお、2023年11月17日付で逝去により退任した取締役山田夏子氏とも、同様の責任限定契約を締結しておりました。

④役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定された役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社の取締役、監査役および常務執行役員、上級執行役員等の主要な業務執行者（以下「役員等」という。）であり、保険料については、取締役、監査役、常務執行役員、上級執行役員が10%を負担しております。当該保険契約により、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補しています。ただし、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する事象等に関して一定の免責事由があります。役員等の職務の適正性が損なわれないようにするため、保険契約に免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととしています。

(5) 会計監査人の状況

①会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

②報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	46百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	46百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区別しておらず、実質的にも区分できませんので、②の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、当事業年度の監査計画の内容、監査予定日数、監査要員および従前事業年度の職務執行の状況ならびに業務の特性等、諸要素を勘案した結果、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意をしております。

③非監査業務の概要

該当事項はありません。

④会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会において、会計監査人が、会社法第340条第1項各号記載の事由のいずれかに該当し、解任することが相当と認める場合には、会計監査人を解任いたします。

また、上記のほか、当社監査役会において、会計監査人について、その職務の遂行に関する公正性や適正性を確保することができないと判断する場合や、より適切な監査体制の整備が必要であると判断する場合などには、会計監査人の解任または不再任の検討を行い、必要に応じて、会計監査人の解任または不再任に関する決定を行います。

⑤責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

⑥当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の当社の子会社の計算書類監査の状況

当社の重要な子会社のうち、澁澤(香港)有限公司は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含みます。）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含みます。）の規定によるものに限ります。）を受けております。

3 会社の体制および方針

(1) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は株式会社の支配に関する基本方針を定めており、その内容の概要は以下のとおりです。

①基本方針の内容

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務および事業の内容ならびに企業価値の源泉を理解し、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保し、向上させていくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、株式の大量買付であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には株主の皆様全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主の皆様が株式の大量買付の内容等を検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

そもそも、当社がニーズの多様化に対応した高品質なサービスを提供し、企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させていくためには、(ア) 物流事業と不動産事業を両輪とするビジネスモデル、(イ) 物流事業における効率化ソリューションと不動産事業における資産有効活用のノウハウ、(ウ) 健全な財務体質、(エ) 専門性を有する人材の育成と確保、(オ) 取引先との信頼関係、および(カ) 創業以来の企業文化等が不可欠であり、物流事業と不動産事業の均衡がとれた発展が保障されなければなりません。

これらが当社の株式の大量買付を行う者により中長期的に確保され、向上させられるのでなければ、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることとなります。また、買収者からの大量買付の提案を受けた際には、上記事項のほか、当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果その他当社の企業価値を構成する事項等、さまざまな事項を適切に把握したうえで、当該買付が当社の企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を判断する必要があり、かかる情報が明らかにされないまま大量買付が強行される場合には、当社の企業価値・株主共同の利益が毀損される可能性があります。

そこで、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、当社は必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保をはかる必要があると考えております。

②基本方針実現のための取組みの具体的な内容の概要

a. 基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社は、上記基本方針を実現するために、更なる成長を目指した2030年を見据えた長期ビジョン「Shibusawa 2030 ビジョン」、3カ年の中期経営計画「澁澤倉庫グループ中期経営計画 2023」を2021年度からスタートさせております。

「Shibusawa 2030 ビジョン」では、持続的な企業価値向上のため、事業の競争力強化とサービス領域の拡大、ESG経営の確立により、『お客さまの事業活動に新たな価値を生み出すValue Partner』を目指します。また、「澁澤倉庫グループ中期経営計画 2023」では、(ア)強みの明確化と競争力強化、(イ)採算性の向上、(ウ)業域の拡大、アウトソーシングサービスの布石を打つ、(エ)不動産事業ポートフォリオの充実、(オ)ESGへの取組みの進化からなる事業戦略を掲げ、これらの実現に取り組んでおります。

また、当社は、当社事業の公共性をも踏まえ、当社事業の持続的成長を実現することを旨としており、その社会的使命と責任を果たすため、「コーポレートガバナンス方針」を策定し、(ア)資本政策の基本的な方針、(イ)政策保有株式の保有方針と議決権行使基準、(ウ)企業年金の積立金の運用、(エ)サステナビリティを巡る課題への取組み、(オ)役員候補者の指名と役員報酬の決定方針と手続き、(カ)社外役員の独立性判断基準、(キ)株主・投資家との建設的な対話に関する方針等を定めております。また、複数の社外取締役および複数の社外監査役による経営の監視機能を充実させるとともに、取締役会の諮問機関として、社外取締役3名を含むガバナンス委員会を設置することにより、コーポレートガバナンスの強化をはかっております。

b. 基本方針に照らして不適切な者が支配を獲得することを防止するための取組みの概要

当社は、2022年5月23日開催の取締役会および同年6月29日開催の当社第175期定時株主総会の決議に基づき、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の内容を一部変更したうえで、これを更新いたしました（以下、変更後の対応策を「本プラン」といいます。）。

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付を抑止するとともに大量買付が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様が代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大量買付に依るべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能にすることを目的としています。

本プランは、当社株券等の20%以上を買取しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、上記の目的を実現するために必要な手続きを定めております。

買収者は、本プランに係る手続きに従い、当社取締役会において本プランを発動しない旨が決定された場合に当該決定時以降に限り当社株券等の大量買付を行うことができるものとされています。買収者が本プランに定められた手続きに従わない場合や当社株券等の大量買付が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等で、本プラン所定の発動要件を充たす場合には、当社は、買収者等による権利

行使は原則として認められないとの行使条件および当社が買収者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権を、その時点の当社を除くすべての株主の皆様に対して新株予約権無償割当ての方法により割当てます。本プランに従って、新株予約権の無償割当てがなされ、その行使または当社による取得に伴って買収者以外の株主の皆様が当社株式が交付された場合には、買収者の有する当社の議決権割合は、最大約50%まで希釈化される可能性があります。

当社は、本プランに従った新株予約権の無償割当ての実施、不実施または取得等の判断については、取締役会の恣意的判断を排するため、当社経営陣から独立した社外取締役および社外監査役のみから構成される独立委員会を設置し、その客観的な判断を経るものとしております。また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には、株主総会を招集し、株主の皆様意思を確認することがあります。こうした手続きの過程については、適宜株主の皆様に対して情報開示がなされ、その透明性を確保することにしております。

③具体的取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

当社の事業活動方針およびコーポレートガバナンスの強化等の各施策は、当社グループの企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに当社の基本方針に沿うものです。

また、本プランは、企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させる目的をもって更新されたものであり、当社の基本方針に沿うものです。特に、本プランは、株主総会において株主の皆様承認を得たうえで更新されたものであること、当社取締役会は一定の場合に、本プランの発動の是非等について株主の皆様意思を確認するとされていること、本プランの有効期間は約3年と定められたうえ、株主総会において選任された取締役により構成される取締役会の決議によりいつでも廃止できるとされていることなどから株主の皆様意思を重視していること、独立性を有する社外取締役等のみから構成される独立委員会が設置されており、本プランの発動に際しては独立委員会の勧告を必ず経ることが必要とされていること、その内容として合理的な客観的要件が設定されていることなどにより、その公正性・客観性が担保されており、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(2) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、2024年5月10日開催の取締役会において、「剰余金の配当等の決定に関する方針」の一部改訂を決議し、改定後の方針を第177期期末配当から適用することといたしました。当該改定後の内容は下記のとおりです。

当社は、財務健全性の維持を前提に成長投資を積極的に行ったうえで、業績および将来の見通しに配慮しながら安定的に実施することを基本とし、配当性向40%を目安に、年間配当金100円を下限とした累進的な配当を実施してまいります。

当社は、中間期末日および期末日を基準とした年2回の配当を実施することを基本方針としております。配当の決定機関については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議による旨を当社定款に定めております。

なお、今期中間配当につきましては、取締役会において決議しており、同期末配当につきましては、株主の皆様のご意思を反映させるため、定時株主総会において決議することとしております。

(注) 本事業報告に記載の金額は、表示単位未満の端数を切捨てとし、また、百分比につきましては、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	28,453
現金及び預金	12,477
受取手形及び取引先未収金	13,330
立替金	1,798
その他	850
貸倒引当金	△3
固定資産	84,307
有形固定資産	(56,061)
建物及び構築物	28,138
機械装置及び運搬具	1,287
土地	22,963
リース資産	175
建設仮勘定	3,244
その他	252
無形固定資産	(956)
借地権	518
ソフトウェア	351
ソフトウェア仮勘定	32
その他	54
投資その他の資産	(27,289)
投資有価証券	25,384
長期貸付金	150
差入保証金	1,522
繰延税金資産	75
その他	186
貸倒引当金	△31
繰延資産	11
社債発行費	11
資産合計	112,772

科目	金額
負債の部	
流動負債	16,828
支払手形及び営業未払金	5,769
1年内償還予定の社債	28
短期借入金	4,823
リース債務	62
未払法人税等	834
預り金	144
賞与引当金	772
その他	4,394
固定負債	33,316
社債	3,074
長期借入金	19,298
リース債務	125
長期預り金	5,857
繰延税金負債	2,643
退職給付に係る負債	2,275
その他	43
負債合計	50,145
純資産の部	
株主資本	53,369
資本金	7,847
資本剰余金	6,446
利益剰余金	39,207
自己株式	△131
その他の包括利益累計額	8,366
その他有価証券評価差額金	7,782
為替換算調整勘定	559
退職給付に係る調整累計額	25
非支配株主持分	890
純資産合計	62,627
負債及び純資産合計	112,772

連結損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
	内訳	合計
営業収益		73,417
営業原価		65,159
営業総利益		8,257
販売費及び一般管理費		3,986
営業利益		4,271
営業外収益		
受取利息及び配当金	685	
持分法による投資利益	200	
その他	176	1,062
営業外費用		
支払利息	126	
寄付金	50	
その他	64	241
経常利益		5,091
特別利益		
固定資産売却益	191	
投資有価証券売却益	159	350
特別損失		
固定資産処分損	32	32
税金等調整前当期純利益		5,409
法人税、住民税及び事業税	1,580	
法人税等調整額	35	1,616
当期純利益		3,793
非支配株主に帰属する当期純利益		64
親会社株主に帰属する当期純利益		3,728

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類
計算書類

監査報告

計算書類

貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	19,927
現金及び預金	6,067
受取手形	1,491
取引先未収金	10,067
貯蔵品	12
立替金	1,771
前払費用	332
その他	185
貸倒引当金	△0
固定資産	77,378
有形固定資産	(50,009)
建物	25,917
構築物	556
機械装置	246
車両運搬具	18
器具備品	232
土地	19,731
リース資産	60
建設仮勘定	3,244
無形固定資産	(910)
借地権	518
施設利用権	38
ソフトウェア	321
ソフトウェア仮勘定	32
投資その他の資産	(26,458)
投資有価証券	18,294
関係会社株式	5,849
出資金	0
関係会社出資金	117
長期貸付金	777
差入保証金	1,354
長期前払費用	6
その他	81
貸倒引当金	△23
繰延資産	11
社債発行費	11
資産合計	97,317

科目	金額
負債の部	
流動負債	12,540
営業未払金	5,004
短期借入金	2,450
リース債務	20
未払金	822
未払費用	204
未払法人税等	775
前受金	862
預り金	57
賞与引当金	562
その他	1,778
固定負債	30,534
社債	3,000
長期借入金	17,350
リース債務	45
長期預り金	5,781
退職給付引当金	1,891
繰延税金負債	2,449
その他	16
負債合計	43,074
純資産の部	
株主資本	46,741
資本金	7,847
資本剰余金	5,660
資本準備金	5,660
利益剰余金	33,365
その他利益剰余金	33,365
圧縮記帳積立金	872
別途積立金	10,000
繰越利益剰余金	22,492
自己株式	△131
評価・換算差額等	7,500
その他有価証券評価差額金	7,500
純資産合計	54,242
負債及び純資産合計	97,317

損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
	内訳	合計
営業収益		
保管料	8,087	
荷役料	6,868	
荷捌料	11,359	
陸上運送料	24,634	
物流施設賃貸料	2,136	
不動産賃貸料	5,374	
その他	1,827	
		60,287
営業原価		
作業費	38,508	
賃借料	3,312	
人件費	2,546	
減価償却費	1,929	
その他	7,073	
		53,370
営業総利益		6,917
販売費及び一般管理費		3,228
営業利益		3,689
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,041	
その他	93	
		1,135
営業外費用		
支払利息	80	
寄付金	50	
その他	55	
		186
経常利益		4,637
特別利益		
固定資産売却益	191	
投資有価証券売却益	159	
		350
特別損失		
固定資産処分損	32	
		32
税引前当期純利益		4,955
法人税、住民税及び事業税	1,380	
法人税等調整額	18	
		1,398
当期純利益		3,557

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月21日

澁澤倉庫株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 千葉 達也
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 吉田 剛
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、澁澤倉庫株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、澁澤倉庫株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合又はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月21日

澁澤倉庫株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 千葉 達也

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉田 剛

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、澁澤倉庫株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第177期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第177期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、協議の結果、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び内部監査部門等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から業務の報告を受け、重要な子会社に赴き、業務及び財産の状況を調査しました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備は発見されていない旨の報告を取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から受けております。

- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月22日

澁澤倉庫株式会社 監査役会

常勤監査役 真鍋 雅信 ㊟

監査役 工藤 慎二 ㊟

監査役 志々目 昌史 ㊟

監査役 吉田 芳一 ㊟

監査役 柏崎 博久 ㊟

(注) 監査役志々目昌史、吉田芳一および柏崎博久の3氏は、社外監査役であります。

以上

株主総会会場ご案内図

会場

東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号
東京証券会館8階ホール

交通

東京メトロ	東西線・日比谷線	茅場町駅（8番出口直結）
東京メトロ	銀座線	日本橋駅（B10出口より徒歩約6分）
都営地下鉄	浅草線	日本橋駅（D2出口より徒歩約4分）



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。